

なぜ今、「食料安全保障」なのか

一般社団法人共同通信社 編集委員 石井 勇人

政府は6月15日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）に、「食料安全保障の確立を図る」という表現を明記した。一昨年までは毎年、盛り込まれてきたいわば「定番」だったが、昨年は削除された。その復活を、どのように解釈したらよいのだろうか。

それにはまず、削除の経緯を知る必要がある。しかし残念ながら公式な説明がないため、よく分からない。それどころか、少しは経緯を知っていると思われる関係者に匿名でコメントを求めると、正反対の解釈が返ってくる。

一つは「食料安全保障論は、稲作経営の保護に結びつけられる恐れがあり、農業の成長産業化に逆行する」という解釈だ。便宜上「硬派」と名付けよう。これを全面否定するのが「重要すぎて、わざわざ書き込むまでもない当たり前のことであり、政策的な意図はない」という説明だ。こちらは「軟派」としよう。

「硬派」の説明は、その内容に対する賛否は別として、一理ある。食料安全保障は本来、国内生産だけでなく、輸入を含む流通や備蓄、衛生基準、外貨準備高なども含めた幅広い概念なのに、日本では国内生産に焦点が当たりがちで、文脈によっては自給率と同義語で扱われることさえある。特にコメの生産量が極めて大きく反映されるカロリーベースの自給率が重視されてきた。その結果、食料安全保障論は稲作の経営・所得安定策に結びつく傾向があった。予算編成の指針ともなる骨太の方針から「食料安全保障」という文言を葬り去ることは、政策上の強いメッセージになり得た。

一方、「軟派」の説明はとても便利だ。おそらく今年の「復活」に対しては「もともと政策的な意図はないのに、誤解を招くようなので戻しただけ」と説明するのだろう。「軟派」によれば、食料安全保障に関する考え方は一貫していることになる。

しかし、海外に目を転じると食料安全保障は重要

な転換期を迎えている。関税でモノの流れをコントロールするという発想は、一部の超大国で反動が生じているものの、過去のものになりつつあるからだ。

貿易や投資の自由化が進む「グローバル化」と呼ばれる潮流に対して、正面から向き合ったのがスイスだ。憲法に「食料安全保障」を明記することを決めた。発議から3年間もかけて議論し、関係者の意見を幅広く取り入れて修正案をまとめ、昨年9月24日の国民投票では約8割が賛成した。

ただし、本稿で強調したいのは、圧倒的多数で憲法を改正したという外形的なことではない。食料安全保障の意味を、単なる国内生産の確保ではなく、「農場から食卓まで」のフードチェーン全体を確実にすることに進化させた点だ。

国民投票の当日にスイスでインタビューした連邦政府の経済・教育・研究省の幹部は「農業を守るアプローチを、これまでのパーティカル（垂直的）な多面的機能から、ホリゾンタル（水平的）な食料安全保障に転換していく」とコメントしてくれた。

農業には食料生産以外に、治水、環境保全、伝統文化の継承などさまざまな役割があるが、それらをいくら訴えても消費者の行動を変えるのには限界があるということだ。輸入による食料の確保や、公正な食品流通のあり方、食べ残し問題など、流通・消費を巻き込んでじっくりと議論しないと「農場から食卓まで」のフードチェーン全体を守れないというスイス政府や国民の強い決意を感じた。

スイスの議論と比べると、日本の食料安全保障に関する議論は、いかにも低調だ。「食料安全保障」というキーワードが、専門家の内輪だけで通じるような、いわば「符丁」として扱われるとしたら、とても残念なことだ。骨太の方針に復活・明記されたことをきっかけに、食料安全保障について幅広く活発に議論されることを期待したい。